

ふくいの消費生活

新生活に潜むトラブルに要注意! 困ったときは、消費生活センターへ



春は、進学・就職・転勤などで生活環境が大きく変わる季節です。新たな出会いやつながりが増える一方で、SNS上の知人からの投資勧誘や未熟な知識につけ込んだ契約トラブルなど、消費者トラブルが起こりやすい時期でもあります。

少しでも「おかしいな?」、「困ったな?」と感じたら、お気軽に県消費生活センターへご相談ください。消費生活相談員が問題解決へ向けて皆さまをサポートします。

県消費生活センターでは、
●各種消費者トラブルについての
問合せ、相談
●各種専門機関等の紹介
●消費者トラブルについて楽しく
学べる出前講座
などを受け付けています。

お気軽に

消費者ホットライン

い や や
188

にご相談ください。



「気をつけよう! 見守ろう! ふくい消費生活」はこちらからダウンロードできます▶



目次

- 引っ越し前のトラブルに注意! 2
- 身近に迫る特殊詐欺に警戒を! 3
- 訪問業者との契約は慎重に! 4
- 啓発活動の紹介 5
- 長期間使っている製品の事故に注意! 6
- 自転車を利用するみなさまへ 7
- 消費生活センター出前講座/消費生活センターのご案内/アンケートのお願い 8

引っ越し前のトラブルに注意!

賃貸住宅退去時の高額請求トラブル



相談事例

4年間住んだアパートを退去したら、貸主からハウスクリーニング代、エアコン洗浄費、壁クロスの張替え等、約12万円を請求された。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄費は契約書に記載があったので支払うが、クロスは壁に一部に家具をぶつけて小さな傷ができただけに、全面張替え費用を請求された。

アドバイス

国土交通省の「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常の住まい方・使い方をしていても生じる傷みや汚れ、経年劣化によるものは原則として貸主の負担とされています。

ただし、借主が傷をつけた場合は借主側の責任になりますが、最小単位での修理でよいとされています。

トラブルに遭わないために

契約前に、契約書や重要事項説明書の内容をよく確認しましょう。特に、「禁止事項」や「修繕に関する事項」、ハウスクリーニングなどの「退去時の費用に関する」事項は必ず確認しましょう。

入居時にはキズや汚れなどの室内の状況を、できる限り貸主・管理会社と一緒に確認し、写真等で記録を残しておきましょう。

不用品回収サービスのトラブル



相談事例

引っ越しに伴い不用品を回収してもらうために、インターネットで事業者を探して、「定額パック3立方メートル3万円～」という広告を見て電話したところ、業者が見積もりにきて「もう少し増やしてもこのパックで大丈夫」と言ったので不用品を追加して依頼した。ところが、作業後に、人件費などを含めて7万円を請求された。引っ越しのスケジュールに追われていて急いでいたので支払ったが、納得できない。返金してほしい。

アドバイス

事前の見積もりと異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。

・当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。その際、見積もりの料金や作業内容からの変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱりと断りましょう。

・作業中や作業後に、事前に聞いていない高額な料金を請求された場合は、その場での支払いを断りましょう。もしも、作業員の態度等に身の危険を感じるようなら、警察に連絡を。

トラブルに遭わないために

不用品の処分は、お住まいの市町が提供する窓口に、余裕をもって依頼しましょう。

市町以外に不用品の処分を依頼する場合は、一般廃棄物処理業の許可業者に依頼しましょう。

※市町のホームページや窓口で、一般廃棄物処理業の許可業者を確認できます。

身近に迫る特殊詐欺に警戒を!

警察官を名乗る電話にご注意ください!

相談事例

スマホに警察官を名乗る人物から電話があり、「あなたの銀行口座が詐欺に使われている。ビデオ通話なら出頭せずに済む。」等と言われて、ビデオ通話に誘導された。ビデオ通話では警察手帳を見せられ、「あなたに逮捕状が出ている。無実を証明するには、口座の資金を調べる必要がある。」などと言われ、指定された口座に金銭を振り込むよう要求された。

アドバイス

警察官がSNSやビデオ通話で連絡を取ったり、警察手帳や逮捕状の画像を送ることは決してありません。警察官を名乗る電話があっても慌てず、所属や担当者名、電話番号、内線番号等を聞いた上でいったん電話を切り、消費者ホットライン「188」または警察相談専用電話「#9110」に相談してください。



トラブルに遭わないために

海外からの番号を悪用した詐欺電話が多く確認されています。固定電話であれば、国際電話の発信信を無償で休止できる「国際電話不取扱受付センター(0120-210-364)」への申込みが可能です。携帯電話では、国際電話からの着信を制限するアプリ「警視庁防犯アプリ「デジポリス」」等を利用する方法があります。

「偽サイト」での返金詐欺にご注意ください!

相談事例

欲しかったブランドのスニーカーが、通常価格の半額で販売されている通販サイトを見つけたため購入した。しかし、販売事業者から「欠品のためコード決済アプリで返金する」と連絡があり、指示に従ってコード決済アプリを操作したところ、「返金」を受けるはずが、気づいたときには、こちらから「送金」してしまっていた。

アドバイス

一度コード決済で送金してしまうと、相手から返金を受けることは非常に困難です。サイト上に欲しい商品が掲載されていても、極端に安い価格であったり、日本語が不自然であったりする場合には特に注意が必要です。

トラブルに遭わないために

通販サイトを利用する際は、次の点に注意しましょう。

- ①公式の通販サイトのURLかどうか
- ②連絡先(電話番号・メールアドレスなど)が明記されているか
- ③商品価格が極端に安くないか
- ④支払方法が限定されていないか(前払いのみ・コード決済のみなど)
- ⑤日本語が不自然ではないか

少しでも不審な点がある場合は、取引をしないようにしましょう。



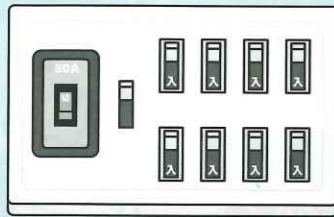
訪問業者との契約は慎重に!

高齢者は在宅している時間が長く、訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売などの突然の勧誘を受けやすく、消費者トラブルに合う可能性が高まります。

訪問での勧誘では、よく考える時間も比較する余裕もなく、契約してしまいがちです。

強引な勧誘や長時間におよぶ勧誘、ウソの説明、説明不足などの問題もみられます。

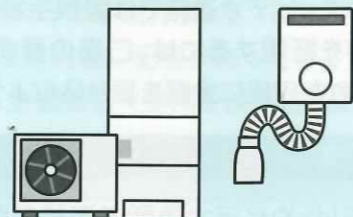
その場で契約することは避け、家族等と相談し、本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。



相談事例

1

契約している電力会社に委託されたと言う業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。後日訪問してきて、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定である。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。



相談事例

2

業者が突然訪ねてきて、「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。高額で、不審なのでこの契約を解約したい。

不要な場合は、早めにきっぱり断る。

アドバイス

「いいません」「お断りします」とはっきり伝えましょう。

業者の訪問を承諾した場合は一人で対応しない。

家族や知人に同席してもらいましょう。

その場で契約しない。

必ず誰かに相談し、後日あらためて判断するようにしましょう。

契約するときは、必ず契約書面を受け取る。

内容をよく確認し、心配なときは早めに相談しましょう。
※契約後8日以内ならクーリング・オフできる場合があります。

訪問販売について知ろう!

訪問販売は、トラブルが生じやすいため、勧誘や販売の方法について法律で細かく定められており、違反した場合、行政処分の対象になることがあります。次の決まりを守らない業者には、特に警戒しましょう。

氏名等の明示義務

勧誘の前に、会社名、訪問の目的、商品・サービスの内容を明らかにしなければならないことになっています。

書面交付義務

(交付日からクーリング・オフ期間がスタート)
契約内容や条件などを記載した書面を交付しなければならないことになっています。

再勧誘の禁止

断った人に勧誘を継続したり、再度勧誘したりすることは禁止されています。

不実告知、威迫・困惑などの禁止

勧誘時に虚偽の説明をしたり、脅したり困惑させたりする行為は禁止されています。

啓発活動の紹介

高校生対象の出前講座

1月26日、坂井高校2年生27名を対象にJ-FLECより講師をお招きし、「大人となる前に知って欲しいお金の話」をテーマに出前講座を実施しました。講義の中では、お金について正しく理解し、賢く行動するための金融リテラシーについてのお話がありました。

生徒からは、「知らなかったことが多く、将来に役立ちそう」「カードや契約の仕組みを早めに知れてよかった」といった感想が寄せられました。



1月28日、福井商業高校3年生43名を対象に出前講座を実施しました。

講座の中では、ネット通販を利用する際に注意すべきポイントや警察官をかたる詐欺、闇バイトについてなど新生活を迎えるにあたり気をつけて欲しいこと等についてお話ししました。

生徒たちは講師の話に耳を傾け、紹介された事例にうなずく姿が見られました。新生活に関わる内容であり、自分に関係する点を確認するように聞いていました。



若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン 街頭啓発・パネル展

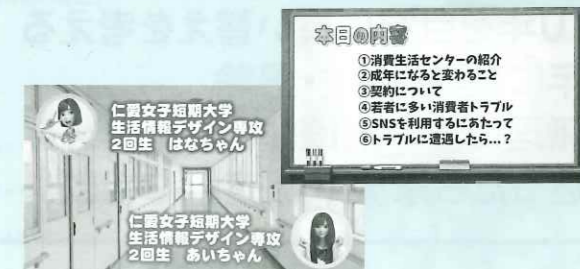
若者の消費者トラブルの被害防止を呼び掛けるために、1月に「福井駅」と「県立大学小浜キャンパス」で街頭啓発と県内各地で巡回パネル展を実施しました。

パネルでは、ネットにおける偽物や定期購入のトラブル、闇バイトや副業サイトの勧誘、マルチ商法、サブスクの自動課金に関する問題など、若者に多く見られる事例を紹介し、「その場ですぐ契約しない」「うまい話に注意する」などの注意点を呼び掛けました。



仁愛女子短期大学と連携した消費者トラブル啓発動画

仁愛女子短期大学と連携し、若者の消費者トラブル防止を目的とした啓発ショート動画を作成しました。動画作成では、生活経営学を学ぶ学生の皆さんと若者に伝わる発信方法などを話し合い、学生の皆様が中心となって制作を進めてくれました。

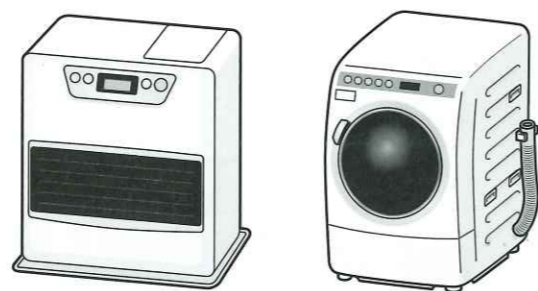




長期間使っている製品の事故に注意!

「壊れにくい」と思われがちな製品ほど長時間使われており、部品の劣化や内部のほこり・湿気の蓄積が原因の火災や一酸化中毒が発生しています。

扇風機、洗濯乾燥機、ガス給湯器、換気扇、浴室乾燥機、電気ストーブ、石油ストーブなど10年間以上使用していませんか?



こんな様子があったら
すぐ使用中止

- ✓変な音がする
- ✓熱くなりすぎる
- ✓焦げたにおいがする
- ✓勝手に止まる

『まだ使える』は危険です よくある思い込みです。

- ×「動いているから大丈夫」
- ×「今まで事故がなかったから安心」

実際には

古くなるほど事故が起きやすくなります

事故を防ぐためにできること

- 使っている年数を確認
- 10年を目安に買い替えを考える
- 年に1回は点検・掃除
- 無理に使い続けない
- 迷ったら家族や販売店に相談

早めの点検・買い替えが安心です

消費者庁やNITE(製品評価技術基盤機構)の事故情報分析資料を参考に作成

自転車を利用するみなさまへ



トマレックス

福井県では、自転車に関連する交通事故が毎年100件前後発生しています。また、自転車に関連する事故の多くで自転車側にも法令違反が認められています!

自転車のルールを確認し、安全な利用を心がけましょう!

福井県の自転車事故の状況



自転車安全利用五則で事故防止

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区分がある道路では、車道通行が原則です。左端を通行しましょう。

「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合などは、普通自転車は歩道を通行することができます。



普通自転車歩道通行可

歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間は、ライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。児童・幼児を保護する責任のある人は乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



トマレックス

被るだけではダメ! あごひもを確実に締めて着用しましょう!

より詳しくはこちら▼



令和8年4月より
自転車による事故を減らすため自転車でも「交通反則通告制度(通称:青切符制度)」が始まります!

16歳以上の方が、自転車で一定の交通違反をした場合、青切符により処理されます。

【対象となる交通違反と反則金の額(抜粋)】

- ▽携帯電話等使用(ながらスマホ)..... 12,000円
- ▽遮断踏切立入り..... 7,000円
- ▽通行区分違反(右側通行など)..... 6,000円
- ▽指定場所一時不停止等..... 5,000円



トマレックス

賢く学ぼう！
講師を派遣します！

消費生活出前講座

無料

対象・条件

- ①学校、公民館、職場、老人会、各種サークル、子育て支援センター、子ども会等
- ②原則、月～金曜日の10時～16時

講座の内容

- ①最近の相談事例(インターネットトラブル、訪問購入、点検商法)やトラブルに遭わないための対策、クーリング・オフ制度など
- ②製品事故、子どものけがや誤飲などの事故の防ぎ方

申込の方法

開催する1か月前までに県消費生活センターにお電話ください。日時などをご相談した後、ホームページの依頼書をご提出ください。

※講座の講師派遣費用は無料です。ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。

少人数からでもお気軽に
お申し込みください

動画やクイズを
交えて、
わかりやすく
お話しします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)

※土日も相談を受け付けています。※嶺南消費生活センターは日曜日は電話相談のみの対応となります。

お気軽に
ご相談下さい



メール相談



Facebook



LINE



Instagram



ホームページ



消費者ホットライン 188

局番なし

県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※188への通話は携帯電話の無料通話プランの対象外です。

情報誌に関するアンケートを実施しています



- ①スマートフォンでカメラを起動します。
- ②カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀アンケートはこちらから ご意見をよろしくお願いします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X(エックス)

安全・安心に暮らすための
情報を発信しています。

発行日 / 令和8年3月